

事業者向け補助金制度

設備投資

大口町内企業再投資促進補助金

補助対象	町内に長年（町内に10年以上、県内に20年以上）立地する工場等を有する事業者で、工場、研究所の新增設等をおこなう事業者		
対象分野	①次世代産業分野（自動車関連、航空宇宙関連、環境・新エネルギー関連、健康長寿関連、情報通信関連、ロボット関連） ②愛知県の産業集積の推進に関する基本指針に定める東尾張地域集積業種		
対象経費	工場、研究所の新增設に伴う固定資産取得費用		
	投資規模	雇用要件	補助金額
大企業者	25億円以上	100人以上維持	補助対象経費の5%以内（上限2億円）
中小企業者	1億円以上	25人以上維持	補助対象経費の10%以内（上限4億円）

※その他にも交付要件があります。また、事業着手の30日前までに申請する必要があります。
お早めに企業支援課までご相談ください。

大口町企業立地促進事業奨励金

補助対象	町内で、工場、研究所の新增設または償却資産の取得をおこなう事業者	
	対象経費	補助金額
新設	工場等の新設のために着手前3年以内に取得した土地および新設する工場等に課される固定資産税額	3年度分の固定資産税相当額（上限1億円）
増設	増設する工場等に課される固定資産税額	2年度分の固定資産税相当額（上限1億円）
償却資産	取得した償却資産に課される初年度分の固定資産税額	初年度分の固定資産税相当額（大企業者は、初年度分の固定資産税相当額の2分の1）（上限2,000万円）

※その他にも交付要件があります。また、事業着手の30日前までに申請する必要があります。
お早めに企業支援課までご相談ください。

※大口町内再投資促進補助金と重複して交付を受けることはできません。

経営基盤の強化

大口町中小企業支援事業補助金

補助対象	町内で継続して事業を営む中小企業者	
	対象経費	補助金額
人材育成支援事業	社内研修または外部団体が開催する講習会等に要する費用	対象経費の2分の1 （上限：同一年度内に累計20万円）
特許等出願支援事業	産業財産権取得（特許、実用新案、意匠）のために日本国特許庁に支払う費用および手続きを弁理士に依頼した場合の弁理士手数料	対象経費の2分の1 （上限：同一年度内に累計30万円）
販路拡大支援事業	商品見本市、展示会等への出展に要する経費（小間料、小間装飾料および電源設備等の工事費用）	対象経費の2分の1 （上限：同一年度内に累計30万円）
経営等相談支援事業	経営、技術等の課題解決のため、公益財団法人あいち産業振興機構や大口町商工会等を通じて愛知県商工会連合会の専門家派遣事業を活用し、専門家等に依頼した場合の経営診断および指導料 職場のメンタルヘルス対策に係る臨床心理士等に依頼した指導料	対象経費の2分の1 （上限：同一年度内に累計20万円）

※事前着手前に申請する必要があります。お早めに企業支援課までご相談ください。

融資を受けた場合

大口町小規模企業等振興資金融資保証料・利子補給補助金

補助対象	大口町の町民税納税義務者で愛知県融資制度の小規模企業等振興資金を受けた事業者 利子補給補助金は、融資金額が2,000万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 ※商工会の推薦を受けた場合、設備資金：当初18月分

※利子補給補助金は、2年以内に同一資金で融資を受けている場合は対象外となります。

大口町セーフティネット資金融資保証料・利子補給補助金

補助対象	大口町の町民税納税義務者で愛知県融資制度のセーフティネット・大規模危機対応を受けた事業者 利子補給補助金は、融資金額が2,000万円以下の事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 ※商工会の推薦を受けた場合、設備資金：当初18月分

※セーフティネット・大規模危機対応は、中小企業信用保険法第2条第5項第4号、第5号または第6項の規定により町長の認定を受けた事業者で、環セ80、環セ100、環危のいずれかの融資制度を利用した事業者

大口町創業等支援資金融資保証料・利子補給補助金

補助対象	愛知県融資制度の創業等支援資金を受けた事業者	
	対象経費	補助金額
保証料	愛知県信用保証協会に支払う保証料	信用保証書記載の保証料の2分の1
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分 ※商工会の推薦を受けた場合、設備資金：当初18月分

小規模事業者経営改善資金利子補給補助金

補助対象	大口町商工会の経営指導を受けて、日本政策金融公庫の小規模事業者経営改善資金を受けた事業者	
	対象経費	補助金額
利子補給	金融機関に返済する利子	運転資金 当初12月分

問合せ先 企業支援課 ☎ 95-1623

第25回 愛知県介護支援専門員実務研修受講試験

試験日 10月9日(日)
受験資格

次の①および②に該当する方

① 保健・医療・福祉に関する法定資格に基づく業務、または特定の相談援助業務に通算5年以上の実務経験がある方

② ①の業務に従事している勤務地が愛知県にある方、もしくは、現在①の業務に従事しておらず、かつ、住所が愛知県にある方

願書配布期間

5月25日(水) から6月30日(木)

願書配布場所 ▼健康生きがい課

▼愛知県高齢福祉課 ▼県福祉相談センター地域福祉課 ▼県民事務所
広報コーナー ▼愛知県社会福祉協議会

願書受付期間

6月1日(水) から6月30日(木)

問合せ先 愛知県社会福祉協議会福祉人材センター 介護支援専門員実務研修受講試験係

☎ 052-212-5530

6月1日(水) から10月7日(金)

☎ 052-212-5516

(右記期間以外)